

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月27日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第1号

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和39年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会事務局に副教育長及び教育監各1人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>○</p> <p>(略)</p> <p>国体推進課 <u>企画係 競技係</u></p> <p>(略)</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会事務局に副教育長及び教育監各1人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>○</p> <p>(略)</p> <p>国体推進課</p> <p>(略)</p> <p>2から5まで (略)</p>
<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>国体推進課</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>国体推進課</p> <p><u>(1) 三重とこわか国体に関すること</u></p> <p>○</p> <p><u>(2) 全国高等学校総合体育大会に関すること。</u></p> <p><u>(3) 東京オリンピックキャンプ地誘致に関すること。</u></p> <p><u>(4) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新た</u></p>

な運動施設及び附帯施設における
設計及び施行に関すること。

(5) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新た
な運動施設及び附帯施設における
主管工事の監督及び竣工検査に関
すること。

(6) 課の庶務に関すること。

企画係

(1) 第76回国民体育大会四日
市市準備委員会に関すること。

(2) 平成30年度全国高等学校
総合体育大会四日市市実行委員
会に関すること。

(3) 東京オリンピック事前キャ
ンプに関すること。

(4) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の
新たな運動施設及び附帯施設に
おける設計及び施行に関するこ
と。

(5) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の
新たな運動施設及び附帯施設に
おける主管工事の監督及び竣工
検査に関すること。

(6) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の
新たな運動施設及び附帯施設に
おける競技用備品の整備に関す
ること。

(7) 課の庶務に関すること。

競技係

(1) 平成30年度全国高等学校
総合体育大会における本市実施
競技に関すること。

(2) 第76回国民体育大会（プレ国体等含む。）における本市実施競技に関すること。

(3) 第76回国民体育大会におけるデモンストレーションスポーツに関すること。

人権同和教育課

(略)

人権同和教育課

(略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)